

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	10,000 円を超えない額 手数料負担者は求人者とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	《成功報酬》 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の理論年収の 90%を超えない額 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者に雇用契約期間中に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の年収換算額の 90%を超えない額 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	《着手金》 理論年収の 90%を超えない額 《相談・助言終了時》 1 回 1,000,000 円を超えない額 《調査・探索活動費》 1 日 1,000,000 円を超えない額 《成功報酬》 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の理論年収の 90%を超えない額 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者に雇用契約期間中に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の年収換算額の 90%を超えない額 手数料負担者は求人者とします。

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

※当社は、紹介した方が短期退職した場合に手数料を返戻する制度を設けています。返戻条件等の詳細については、契約書の該当条項をご確認ください。

※紹介予定派遣により紹介し採用された場合、および、派遣先から求人を受け付け、当該派遣先で就業した派遣労働者を紹介し採用された場合には、紹介手数料の払い戻しはいたしません。

13-ユ-302237

日本キャリアグループ株式会社